

次世代育成支援行動計画 計画事業(案) ※掲載事業については調整中であり、今後修正される可能性があります。

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援の充実

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子どもの健全育成環境の充実
- 4 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用
- 5 子育てに係る経済的負担の軽減

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
I-1	★子育て世代包括支援事業	妊娠から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、子育て世代が心身して子どもを産み育てることができる環境を整えます。	子育て支援課
I-2	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを運営又は助成します。	保育幼稚園課
I-3	産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠期又は産後期において、産前産後ヘルパーが家事、子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。	子育て支援課
I-4	★ファミリー・サポート・センター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	子育て支援課
I-5	★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病その他理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課
I-6	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課
I-7	★病児保育	病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課
I-8	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病や冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育幼稚園課
I-9	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用枠で保育を保育を提供します。(令和8年4月から)	保育幼稚園課
I-10	★放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課
I-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課
I-12	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。併せて「すくすく子育てぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課
I-13	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所(園)巡回相談、利用者支援事業(★)、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立榎の実特別支援学校教諭巡回相談(幼稚園、保育所)を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課
I-14	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育幼稚園課
I-15	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育幼稚園課
I-16	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課
I-17	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課
I-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所(園)における専門的な人材の育成に努めます。	保育幼稚園課
I-19	入所待ち補助金事業	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童が、やむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する保護者を支援します。	保育幼稚園課
I-20	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
I-21	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
I-22	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保育ニーズや施設の維持管理状況を踏まえながら、市立保育所及び市立幼稚園の将来のあり方について検討し、効率的な管理運営方法を推進します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
I-23	★保育所(園)の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域の子ども同士のふれあいと交流の場を提供します。	保育幼稚園課
I-24	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育幼稚園課
I-25	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課
I-26	放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、心豊かで健やかな児童の育成と地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
I-27	青少年教育推進事業	児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供し、心豊かなたくましい子どもを育成するため、青少年育成団体への支援や講座等を実施します。	生涯学習課 市民会館 各交流センター
I-28	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体で子どもを育む活動を推進します。	生涯学習課 市民会館 各交流センター
I-29	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ、レクリエーション等の活動を通して、地域の子どもから高齢者まで共に活動できる市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、地域住民の交流促進を目指します。 ・5地区の連携を目的とした連絡協議会の運営 ・スポーツイベントの実施(キッズスポーツフェスタ、交流大会、ウォーキングフェスタ) ・クラブマネージャーの育成	スポーツ振興課
I-30	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課
I-31	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの後援等を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課
I-32	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
I-33	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	青少年育成関係団体で組織する青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る体制作りを推進します。 また、各地区の実情に応じて、まちづくり・地域づくりに取り組みます。	生涯学習課 市民会館 各交流センター
I-34	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課
I-35	ガウラバママ応援ギフト事業【新規】	保健師等の専門職による「伴走型相談支援」と、出産や子育てに要する費用の負担を軽減する「ガウラバママ応援ギフト」を一体的に実施します。	子育て支援課
I-36	高校生までの子どもの医療費助成	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課
I-37	幼児教育・保育の無償化	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育課 学校教育課

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育等の推進
- 4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ-1	母子保健に関する各種相談・教室	安心して健全な育児を促すことができるよう、乳幼児期の生活習慣(保健・歯科・栄養)について、相談や教室で指導を行います。また、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課
Ⅱ-2	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	子育て支援課
Ⅱ-3	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	子育て支援課
Ⅱ-4	★産後ケア事業	産後4か月まで(居宅訪問型は1才になるまで)の母親と赤ちゃんを対象に、産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	子育て支援課
Ⅱ-5	歯科疾患予防事業	う蝕予防のためのフッ化物応用、歯科保健指導等口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を実施します。	健康推進課
Ⅱ-6	幼児健康診査(1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・2歳児歯科健康診査)	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科相談を含めた育児等の保健相談を行います。未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。 ○1歳6か月児健康診査(身体測定、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科相談) ○3歳児歯科健康診査(身体測定、尿検査、視力検査、聴力検査、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科相談) ○2歳児健康診査(身体測定(着衣)、歯科診察、保健・栄養・歯科相談)	健康推進課
Ⅱ-7	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるように予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課
I-1 【再掲】	★子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、子育て世代が心身して子どもを産み育てることができる環境を整えます。	子育て支援課
Ⅱ-8	性に関する正しい知識の啓発・指導	望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課
Ⅱ-9	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課
Ⅱ-10	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	子どもたちが生涯にわたり、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育ていけるよう、関係課と連携し、妊娠期から乳幼児期までの一貫した取り組みを進め、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育幼稚園課
Ⅱ-11	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、保健センター・公民館等において栄養・食生活に関する相談や講習会を開催し、望ましい食生活の実践に向けて普及・啓発等を実施します。	健康推進課
I-30 【再掲】	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

- 1 未来の親の育成
- 2 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ-1	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供し、同じ世代の子どもを持つ保護者の仲間づくりを目的とするため、各公民館において家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各交流センター
Ⅲ-2	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課
Ⅲ-3	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保し、外国語教育の充実を図ります。	総合教育センター
Ⅲ-4	情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業	高度情報化社会に対応する児童生徒を育成するため、コンピュータ機器を整備し、コンピュータの理解と活用能力を高める。また、教科学習においても積極的に活用し、学習効果を高めるとともに生徒の情報活用能力の向上を図ります。	学校教育課 総合教育センター
Ⅲ-5	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	学校図書館を学習センター、情報センター及び読書センターとして有効に機能させ、読書教育全般の充実を図ります。	学校教育課 総合教育センター
Ⅲ-6	学校音楽鑑賞教室の開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課
Ⅲ-7	小中学校体験活動推進事業	義務教育間の総括において、登山を通して自然のすばらしさや雄大さに触れる集団での体験活動と、自立に向けた衣食住に関わる体験活動を実施し、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。	学校教育課
Ⅲ-8	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行う中で基礎学力の向上を図るため、市内各小中学校12校へ教員免許状を持つ市臨時職員を配置し、個人差の大きい基礎的な計算の技能など個々に対応した支援を行います。	学校教育課
Ⅲ-9	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
Ⅲ-10	スクールカウンセラー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
Ⅲ-11	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課
Ⅲ-12	ブックスタート事業	市内在住の0歳児を対象にボランティアが個別に絵本の読み聞かせを行い、絵本の入ったブックスタートパックを手渡します。赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくり、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
Ⅲ-13	すきすき絵本タイム事業	0歳からの乳幼児と保護者を対象に、ボランティアが個別に絵本の読み聞かせを行います。赤ちゃんと保護者が絵本を介して楽しいひとときを共にすることで子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
Ⅲ-14	ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	青少年が集い、交流し、育みあう場所として、社会人や大学生等で構成されている地域の若者達(N.O.C)が、地元の小学生に対して学習支援や体験活動を共にすることにより各々の成長や地域のつながりを深める。	根形交流センター(根形公民館)
I-32 【再掲】	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課

基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備

- 1 安全な道路交通環境の整備
- 2 安心して遊べる環境の整備
- 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 5 被害にあった子どもの支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
IV-1	園児等の移動経路における交通安全対策	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	子育て支援課 土木管理課 土木建設課 保育幼稚園課
IV-2	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課
IV-3	都市公園の整備	都市公園の樹木の間引きや剪定など適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課
IV-4	多様な居場所の確保【新規】	市内の子どもが安心して過ごせる屋内の遊び場、居場所の確保について既存施設の活用も含めて検討します。	子育て支援課
I-25 【再掲】	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課
IV-5	交通安全教育指導事業	幼児、小・中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	防災安全課
IV-6	交通安全啓発事業	警察や交通安全連絡協議会、木更津地区安全運転管理者協議会等関係団体と連携を取り交通安全啓発活動を実施します。	防災安全課
IV-7	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ警察の協力を得ながら講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールや防犯パトロールを実施します。	防災安全課
IV-8	各種パトロール(学校関連)	学校の安全について、専門的な見地から学校を支援することで市内児童生徒の安全確保を図ります。	学校教育課 総合教育センター
IV-9	不審者情報の提供	市民生活安全メール、学校連絡メール、FAX、電話等で不審者情報を市内子育て関係機関等に提供します。	学校教育課 保育幼稚園課
IV-10	子ども110番連絡所	子どもの緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども110番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課
IV-11	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課
IV-12	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 防災安全課
IV-13	自主防災活動	保育所(園)、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的に実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
IV-14	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課
Ⅲ-9 【再掲】	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
Ⅲ-10 【再掲】	スクールカウンセラー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

2 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
V-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保てるよう、働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、ワーク・ライフ・バランスを普及促進するため、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	市民協働推進課 商工観光課
V-2	男性の子育て・介護の参画促進	男女が共に育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性への家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民協働推進課
V-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	職員課
I-4 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	子育て支援課
I-6 【再掲】	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課
I-7 【再掲】	★病児保育	病気の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課
I-8 【再掲】	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病や冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育幼稚園課
I-9 【再掲】	★こども誰でも通園制度	満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用枠で保育を保育を提供します。(令和8年4月から)	保育幼稚園課
I-10 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課
I-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課
I-17 【再掲】	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課
I-21 【再掲】	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
I-22 【再掲】	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課

基本目標Ⅶ 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実
- 4 経済的に困難な子どもの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
VI-1	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員等が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課
VI-2	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童(虐待を受けた、またはその可能性があるこども)の早期発見とその支援のために法定協議会を設置している。協議会は代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3層構造で構成され、関係機関が協力して情報共有や連携を通じて、子どもの安全と健全な成長を確保するための取組みを行います。	子育て支援課
VI-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	虐待が疑われる児童を発見した場合の通告先として、こども家庭センターと児童相談所が連携し早期発見早期対応を実施します。要保護児童対策地域協議会における実務者会議を中心にリスクにお応じた進行管理を実施することで、児童虐待の再発を予防していきます。	子育て支援課
VI-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	子育て支援課
VI-5	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、保健対策の充実を図るため、ひとり親家庭等の父母等や児童の医療費、調剤費等の全部又は一部を助成します。	子育て支援課
VI-6	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課
VI-7	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合や配偶者からの暴力により身の安全を脅かされた母子、母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課
VI-8	発達障害児等療育支援事業	療育に関する相談支援や有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援及び施設(保育所、幼稚園等)への巡回支援を実施します。	障がい者支援課
VI-9	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援が必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課
VI-10	通級による指導	軽度の言語障害及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課
VI-11	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援を必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課
VI-12	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課
VI-13	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちを、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るための施設で、障がいのある子どもについても、適正な保育が行えるよう、年1回研修を開催し、支援員は受講することとしています。また、障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに専門知識等を有する支援員を配置するための費用として補助金の交付を行います。	子育て支援課
VI-14	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのある子どもが住み慣れた地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用に向けた支援を実施します。	障がい者支援課
I-16 【再掲】	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課
VI-15	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課
I-34 【再掲】	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課